

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
別表第三国立伊東温泉病院の項及び国立明石病院の項を削る。
別表第四国立伊東温泉病院附属看護学校の項中「国立伊東温泉病院附属看護学校」を「国立東静病院附属伊東温泉看護学校」に改める。
別表第五(一)国立療養所湯田川病院の項及び国立療養所西小千谷病院の項を削る。

附則
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。
○厚生労働省令第二十号
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第三項の規定に基づき、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年二月二十八日
厚生労働大臣 坂口 力
介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令
介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二條の見出し中「平成十二年度の」を「平成十二年度から平成十四年度までの各年度における」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第一号中」に、「平成十二年四月一日」を「平成十二年十月一日」に、「四分の三に相当する額」を「二分の一に相当する額」に改め、「同条第二号中」の下に「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から十二月三十一日まで」とを、同条に次のように加える。

3 平成十三年年度の調整交付金の交付額の算定について第七條の規定を適用する場合においては、同条中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成十二年一月一日から平成十三年十二月三十一日まで」と、同条第一号中「前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額」と当該年度において賦課した保険料の総額の四分の三に相当する額」とあるのは「平成十二年度において賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額」と平成十三年度において賦課した保険料の総額の三分の二に相当する額」とする。

4 平成十四年度の調整交付金の交付額の算定について第七條の規定を適用する場合においては、同条中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成十三年一月一日から平成十四年十二月三十一日まで」と、同条第一号中「前年度において賦課した保険料の総額の四分の一に相当する額」と当該年度において賦課した保険料の総額の三分の一に相当する額」と平成十四年度において賦課した保険料の総額の三分の二に相当する額」とする。

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年度の調整交付金から適用する。
○国土交通省令第三十二号
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第十二條第二項の規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年二月二十八日
国土交通大臣 林 寛子

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十二條の五第一項第五号中、「デッカ受信機」を削る。

附則
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。
人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一四九(調整手当)の一部を改正し、人事院規則九一四九(調整手当)の一部を改正し、人事院規則九一四九(調整手当)の一部を改正する。
平成十三年二月二十八日
人事院総裁 中島 忠能

人事院規則九一四九(調整手当)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一四九(調整手当)の一部を改正する。
人事院規則九一四九(調整手当)の一部を次のように改正する。

規則

別表第一埼玉県の項中

浦和市	甲地
大宮市	甲地

さいたま市

甲地

田無市

甲地

稲城市

甲地	百分の十
甲地	百分の十

西東京市

甲地	百分の十
----	------

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一埼玉県の項及び同表の備考の改正規定は、同年五月一日から施行する。

告示

○郵政事業庁告示第七十三号
郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)第二百二十條の三十の十第六項の名あて人等であることを証明するに足りる書類を、次のように定め、平成十三年三月一日から施行する。
平成十三年二月二十八日
郵政事業庁長官 足立盛二郎
次に掲げるいずれかの書類であつて、郵便物を受け取るうとする者の氏名が記載されており、かつ、郵便物を受け取る日において有効なものとす。

別表
運輸免許証
船員手帳
海技免状
銃銃・空気銃所持許可証
戦傷病者手帳
宅地建物取引主任者証
電気工事士免状
無線従事者免許証
認定電気工事従事者認定証
特殊電気工事資格者認定証
耐空検査員の証
航空従事者技能証明書
運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証
教習資格認定証
検定合格証

○郵政事業庁告示第七十四号
郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)第三十一條の二第二項、第三十九條の八第四項及び第六項並びに別表一から別表五までの郵便局は、次のとおりとし、平成十三年三月一日から施行する。
平成十三年郵政省告示第三百六十七号(郵便規則第三十一條の二、第三十九條の八及び別表一の二から別表五までの郵便局を定める件)は、平成十三年二月二十八日限り廃止する。
平成十三年二月二十八日
郵政事業庁長官 足立盛二郎